

「巴川水系流域委員会」設立趣意書

巴川水系は流域の約50%が市街化された短時間に洪水の発生する典型的な都市河川で、平野部の河床勾配は約2000分の1と洪水が流れにくく、昭和49年7月七夕豪雨や昭和57年9月洪水では甚大な被害が生じました。大谷川放水路や麻機遊水地の供用により安全性は徐々に高まっているものの平成15年7月、平成16年6月の記録的な豪雨では、地域の安全・安心を脅かす浸水被害が発生しています。

これらの浸水被害を軽減・解消するため、今後の河川整備の具体的な内容について定める「巴川水系河川整備計画」を策定します。

また、巴川流域は川とともに歴史を重ねてきた地域であり、巴川水系の河川は、地域の生活に密接なかかわりを持ち、静岡市街地の貴重な水と緑の空間として地域社会へ潤いを提供し、まちの景観形成などの重要な役割を担ってきております。

このような背景を踏まえ、河川整備計画は、「治水」「環境」「利用」が調和し、また、「巴川らしさ」を尊重したものであることが必要です。

そこで、巴川水系に深い関わりを持つ方々から、多くの専門的な知見、また、地域の声を得ながら河川整備計画の策定を進めるため、「巴川水系流域委員会」を設立します。

河川整備計画が、「創知協働」の取組みにより「富国有徳」の豊かな、魅力ある地域づくりを目指す内容となるよう、委員の皆様から幅広く意見をいただきたいと考えます。

「巴川水系流域委員会」設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は「巴川水系流域委員会」(以下「委員会」という。)の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 委員会は、「巴川水系河川整備計画」(以下「計画」という。)の策定を進めるにあたって、意見を述べることを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会は、静岡県静岡土木事務所長が委嘱する委員(別表)で構成する。

2 委員は非常勤とし、任期は計画の決定までとする。

3 委員のうち、地方行政および農業水利関係の委員は、当該職をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長がその職務を代理する委員を指名する。

(議事等)

第5条 委員のうち、地方行政および農業水利関係の委員については、代理出席を認める。

2 委員会は、必要と認める場合、委員以外(参考人)から意見の聴取及び資料の提供を受けることができる。

(情報公開)

第6条 委員会は公開で開催する。会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。会議の傍聴については別に定める傍聴要領によるものとする。

2 会議の開催状況や会議資料は、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に則り公開する。ただし個人情報や貴重動植物の生息を脅かす情報については、この限りでない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、静岡県静岡土木事務所に置く。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この設置要領は、平成18年3月9日から施行する。

「巴川水系流域委員会」傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 会議を傍聴することにより得た情報のうち、個人情報や貴重動植物の生息を脅かす情報については、他にもらしてはならない。
- (5) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は事務局の指示に従ってください。傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。